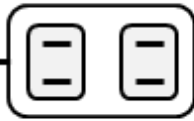


商品名等 (電気用品名等)	器具用差込みプラグ付き延長コードセット
1 当該商品等の概要	
○用途、機能、性能 「差込みプラグ」及び「マルチタップ」によって構成される一般的な構造の「延長コードセット」に、「器具用差込みプラグ」を付属させ、「延長コードセット」として使用するのと同時に、直流電源装置等の電源コードセットとしても使用することができる。	
○構造、仕様、意匠 構造は、それぞれコードと一体成型された「差込みプラグ」、「マルチタップ」及び「器具用差込みプラグ」が図のように接続されている。	
定格：差込みプラグ 1 2 5 V 1 5 A マルチタップ 1 2 5 V 1 5 A 器具用差込みプラグ 1 2 5 V 7 A	
○主な使用者、販売先 一般消費者	
差込みプラグ  125V 15A マルチタップ  125V 15A 器具用 差込みプラグ  125V 7A	
2 対象・非対象の解釈	
特定電気用品のうち、配線器具の「延長コードセット」として取り扱う。	
(理由) 製品としては一体になっているため、器具用差込みプラグを含めて「延長コードセット」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。ただし、旧解釈別表第四6（2）ニにより延長コードセットの定格が15Aとなるため、付属の器具用差込みプラグの定格も15Aである必要がある。 なお、器具用差込みプラグではなくコードコネクターボディが付属する場合、旧解釈別表第四6（1）リ（ロ）により6（1）ニ（ホ）aに規定する寸法のものではない。	